

元企第1075号
令和元年11月19日

コミュニティ推進課長
小高区地域振興課長 様
鹿島区地域振興課長

企画課長

南相馬市公共事業評価委員会委員の推薦について（依頼）

市では、公共事業の実施の必要性及び有効性等を確認するとともに評価の過程を市民に明らかにすることにより、市民に対する説明責任を遂行し、もって行政サービスの質的向上を図ることを目的に、「南相馬市公共事業評価委員会」を設置し、公共事業評価を実施しています。

つきましては、本委員会に係る委員の任期が平成30年6月30日をもって終了したため、下記によりご推薦くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 ご推薦いただく委員の数
各区地域協議会委員から1人
- 2 委員の任期
委嘱の日から2年（令和元年度中に1回開催予定）
- 3 提出書類
(1) 別紙1「推薦書」
(2) 別紙2「日程調整表」
- 4 提出期日
令和元年12月2日（月）まで
- 5 提出方法
別紙1「推薦書」及び別紙2「日程調整表」に必要事項をご記入の上、FAX（0244-23-2511）またはメール（kikaku@city.minamisoma.lg.jp）にてご提出をお願いします。添書は不要です。

※第1回委員会の開催は「12月中旬」を予定しております。
開催案内は別途ご案内いたします。

《公共事業評価委員会委員の選出の考え方》

公共事業評価委員会委員の構成及び推薦方法（概要）

1 推薦いただく委員

「南相馬市公共事業評価委員会」の委員 … 1名

2 会議の目的

- 市が事業主体となって実施する5億円以上の建設事業について、その「必要性・有効性・優先性」を評価するもの。
- また、公共事業を評価し、その過程を市民に明らかにすることにより市民に対する説明責任を遂行し、もって行政サービスの質的向上を図るもの。
 - ・「泉官衙遺跡史跡公園整備事業」について評価予定。
 - ・令和元年度中に1回開催予定。
(候補日：12月16日(月)・17日(火)・18日(水)のいずれか1日)

3 委員の構成

- 南相馬市公共事業評価実施要綱第9条第1項に「学識経験者等10人以内をもって構成し、委員は市長が委嘱する」と規定されている。

※ 学識経験者とは…

- ① 「地域の実情に精通した、公平な立場にある有識者」(同条第2項第1号)
- ② 「公共事業に関する専門的な学識経験者」(同第2号)

4 推薦方法

- 学識経験者のうち、①「地域の実情に精通した公平な立場にある有識者」には、各区の住民代表的な要素をもって市政に参画する有識者がふさわしいことから、地域協議会などから選定すべきと考える。
 - 次に、②「公共事業に関する専門的な学識経験者」には、金融機関、大学教授、公認会計士等、特に公共事業及びその実施に係る専門的な知識を有する者を選定すべきと考える。
- ⇒ 委員は7人とし、南相馬市内に住所を有する満20歳以上の者で、次に掲げる者のうちから市長が選任することとする。

① 「地域の実情に精通した公平な立場にある有識者」

○ 各区推薦による者 … 3人

② 「公共事業に関する専門的な学識経験者」

○ 市長が指名する者 … 4人

5 その他

- 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。
- 委員の謝礼金は、一般委員は日額6,500円、大学教授は日額10,000円と交通費を支給することとする。

○南相馬市公共事業評価実施要綱

平成31年3月18日

告示第41号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が実施する公共事業を評価することにより、公共事業の実施の必要性及び有効性等を確認するとともに評価の過程を市民に明らかにすることにより市民に対する説明責任を遂行し、もって行政サービスの質的向上を図ることを目的として実施する公共事業評価（以下「評価」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共事業の範囲)

第2条 評価の対象となる事業は、市が事業主体となって実施する国庫補助事業、県費補助事業及び市単独事業で、普通建設事業又は普通会計以外の会計に係る建設事業に該当する事業とする。

(評価の対象事業)

第3条 評価の対象となる事業は、市が事業主体となって実施する事業費が5億円以上の事業であって、次に掲げるものとする。

- (1) 事業採択（事業費が予算化された時点をいう。以下同じ。）前の準備・計画段階にあつて、調査費がはじめて予算化されてから5年が経過している継続中の事業
- (2) 事業採択から5年を経過した継続中の事業（ただし、評価を行おうとする年度に完了する事業は、除く。）
- (3) 評価実施から5年を経過した継続中の事業（ただし、評価を行おうとする年度に完了する事業は、除く。）
- (4) 計画変更を行おうとする継続中の事業（ただし、軽微なものは、除く。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、社会情勢の急激な変化等により評価を実施する必要が生じた継続中の事業
- (6) 事業費を新たに予算化しようとする新規事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは評価の対象としない。

- (1) 災害復旧事業
- (2) 備品購入事業
- (3) 負担金、補助及び交付金
- (4) 公共事業の概要を明らかにするために必要な調査又は基本計画策定事業等
- (5) 普通財産の取得及び整備に要する事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、これに準ずる事業

(評価の時期)

第4条 評価の時期は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条第1項第1号の事業にあつては、調査費が予算化された日から起算して5年を経過した日の属する年度とする。
- (2) 前条第1項第2号の事業にあつては、事業採択の日から起算して5年を経過した日の属する年度とする。

- (3) 前条第1項第3号の事業にあつては、前回評価を行った日から起算して5年を経過した日の属する年度とする。
- (4) 前条第1項第4号の事業にあつては、計画変更に係る予算の計上を行おうとするときとする。
- (5) 前条第1項第5号の事業にあつては、適宜速やかに実施するものとする。
- (6) 前条第1項第6号の事業にあつては、事業実施に係る予算の計上を行おうとするときとする。

(評価の手法)

第5条 評価は、評価の対象事業を所管する課長等（以下「主管課長」という。）が行う評価（以下「自己評価」という。）及び第7条に規定する公共事業評価委員会による評価（以下「委員会評価」という。）とする。

(評価の視点)

第6条 第3条第1項第1号から第5号までに掲げる事業の評価は、次に掲げる項目を視点として行うものとする。

- (1) 事業の必要性に係る変化
- (2) 事業の有効性に係る変化
- (3) 事業の進捗状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項

2 第3条第1項第6号に掲げる事業の評価は、次に掲げる項目を視点として行うものとする。

- (1) 事業の必要性
- (2) 事業の有効性
- (3) 事業の優先性
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項

3 主管課長は、自己評価を行うときは、評価の対象とした事業について、前2項の評価の視点に基づいた評価調書を作成するものとする。

4 市は、前項に掲げる評価調書を作成したときは、次条に規定する公共事業評価委員会に提出するものとする。

(評価委員会の設置)

第7条 評価の客観的な推進及び評価制度の充実を図るため、学識経験者等で構成する公共事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

(評価委員会の所掌事務)

第8条 評価委員会は、市が提出した評価調書について審議を行い、市長に答申を行うものとする。

(評価委員会の組織)

第9条 評価委員会は、学識経験者等10人以内をもって構成し、委員は市長が委嘱する。

2 前項の学識経験者とは、次に掲げる者とする。

- (1) 地域の実情に精通した、公平な立場にある有識者

(2) 公共事業に関する専門的な学識経験者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(評価委員会の委員長)

第10条 評価委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

4 この告示に定めるもののほか、評価委員会の運営及び審議方法に関し必要と認められる事項は、委員長が評価委員会に諮って定める。ただし、緊急を要する場合には、委員長の判断によるものとする。

(評価委員会の会議)

第11条 評価委員会は、市長が招集する。

2 評価委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(会議への関係職員の出席)

第12条 委員長は、会議において必要と認めるときは、関係職員の出席を求め事業の概要及び自己評価について説明をさせ、又は関係資料の提出を求めることができる。

(会議での意見の聴取)

第13条 委員長は、審議に関し必要に応じて特定の分野に関する学識経験者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(対応方針の作成)

第14条 主管課長は、評価委員会から答申のあった意見を尊重し、当該事業の対応方針を作成するものとする。

2 前項において作成された対応方針は、庁議を経て決定するものとする。

(評価結果の公表)

第15条 市長は、自己評価、委員会評価の結果及び対応方針について、市民にわかりやすい形式で書類を作成し、これを公表するものとする。ただし、個人に関する情報等公表することが適切でないと判断される資料については、この限りでない。

(行政活動への反映)

第16条 市長は、評価委員会の意見を尊重し、行政活動に適切に反映させるよう努めるものとする。

(議会への報告)

第17条 市長は、自己評価及び委員会評価の結果並びにその市政への反映状況に関し、議会に報告するものとする。

(庶務)

第18条 評価に関する事務は、行政評価担当課において行う。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定め

る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。